

議員報酬等に関する意見書

現在、地方議会では、地方分権時代を迎え、その役割が広範多岐にわたっており、議員としての職務や報酬についての位置付け、考え方について試行錯誤がなされ、議員報酬に関し、自治体首長や議員の不祥事による支給停止や差止めだけでなく、月額制から日当制にするなどの条例改正の動きが活発になってきている。

当市議会では、贈収賄事件発覚後、地方自治法に基づく権限の中で、議会が取るべき手段として、議員辞職勧告決議案の決議や市民の議会・行政への信頼の回復に努めるとともに、事件に絡み報酬差止め等に関する条例制定を検討してきた。

しかし、地方議会議員の報酬に係る支給停止や差止め条例が制定された地方公共団体においても、該当する議員が適用前に辞職されていることにより、条例施行後の具体例がない。また、地方議会議員の報酬の性質や性格が法律で明らかにされておらず、法律専門家の意見も、地方分権時代の折、地方自治・地方議会の権限の範ちゅうで制定しても違法ではないとの見解がある一方、刑法に係る逮捕や勾留等を原因とするだけで差し止める等に値するものではないとの見解もあり、条例制定の違法性が払しょくできない状況である。

さらに、容疑のみで罰する対象とすることが適切か否か、また、えん罪の恐れはないのかなど、一地方議会が判断しかねる状況に至っている。

よって、政府におかれては、地方議会議員の報酬について、法令上の性質や性格を明らかにされるとともに、国民である市民の行政への信用と信頼を高めるためにも法律改正の要否を含め、報酬の支給の在り方について見解を明らかにされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月11日

生 駒 市 議 会